

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成27年 1月30日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 社会教育課の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成26年10月24日～平成26年11月5日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
使用帳簿類について、文書処理カードや伺書・報告書等の文書処理に不備が見受けられるので、リスク管理の上からも文書処理規定を基本に、適正な起案・受付等の文書処理に努めること。	使用帳簿類を文書処理規定に基づき点検し、記入漏れ等の不備な点を訂正しました。今後、適正な文書処理に務めます。